

前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

いじめ、虐待、不登校、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く環境は憂慮すべき状況にあります。一方、日本のこどもは諸外国と比較して、自己肯定感や自己有用感などの自尊感情が低い傾向にあることが知られています。これらに対し、本市では、包括的な解決策として、こどもが権利の主体であることを再認識した上で、こどもの権利を保障する取組の推進が必要であると考え、その基盤とするため前橋市こども基本条例を制定しました。

本業務は、前橋市こども基本条例及びこどもの権利について、主にこどもの理解促進を図るとともに、こどもの意見表明及び社会参加の重要性に対する理解を深め、その主体的な行動及び社会参加を促進することを目的として動画を制作するものです。

なお、本業務により制作された動画は、小学校及び中学校の授業等における活用及び SNS での配信等を想定しております。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務
- (2) 業務内容 別紙 1「前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 予算額

2,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和 8 年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：イベント・企画・デザイン・制作、小分類：ビデオ作製」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第 2 条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱

第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

- (6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年9月1日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和8年9月1日（火）
質問受付期間	令和8年9月1日（火） ～令和8年9月8日（火）午後5時まで
質問書への回答期限	令和8年9月15日（火）
提出書類の受付期限	令和8年9月29日（火）午後5時まで必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年10月13日（火）予定
審査結果通知書の発送	令和8年10月14日（水）予定
契約締結、業務開始	令和8年10月中旬

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）午後5時まで
質問様式	質問票【様式5】による
提出方法	メールで提出してください。なお、メールを送付後、電話でメールの到達確認を行ってください。
提出先	メールアドレス： kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp (電話番号) 027-212-0883
回答方法	令和8年9月15日（火）までに前橋市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり書類を提出してください。

なお、提出書類に掲げた書類の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加で書類の提出を求める場合があります。

(1) 応募申込みについて

- ①受付期間 令和8年9月1日(火)から令和8年9月29日(火)午後5時まで
(必着)
- ②提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
※持参の場合は、平日の午前9時00分から午後5時00分までに
持参してください。
- ③提出先 前橋市こども未来部こども政策課こども政策係

〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号

④提出書類	ア 応募申請書【様式 1】	1 部
	イ 業務実施体制申告書【様式 2】	8 部
	ウ 業務実績調書【様式 3】	8 部
	エ 企画提案書	8 部
	オ 見積書	8 部
	カ 会社概要（パンフレット、企業概要等）	8 部
	キ 誓約書【様式 4】	1 部

（２）応募の注意事項

①企画提案書

- ア 表紙：必ず業務名、事業者名を記載すること。
- イ 様式：任意とする。ただし、サイズは原則 A 4 の両面印刷で作成することとし、部分的に A 3 を使用する場合は片面印刷で A 4 サイズに折込むこと。
- ウ 内容：提案書には次の内容について記載すること。
 - ・業務実施計画及び進行管理方法
 - ・企画又は制作過程におけるこども（18 歳未満）の関わり方
 - ・動画の制作本数及びそれぞれの概要（時間、使用するイラストの概数など）
 - ・制作する動画ごとのコンセプト（誰に、何を、どのように伝え、見た人に何を期待するか）
 - ・制作する動画ごとの構成及び内容
 - ・制作する動画ごとの表現手法及び演出方法
 - ・類似又は参考とする動画の見本
 - ・使用を予定するデザインやイラストの見本
 - ・その他、本業務の目的達成に資する独自提案
- エ 件数：1 者につき 1 件までとする。なお、見積額の範囲内においてデザインやイラストの選択が可能な場合、同一提案書内において、見本を複数提示することは可とする。

②見積書

- ア 様式：任意とする。見積書には消費税及び地方消費税を含む総額を記載する。見積書に記載する総額は「3 予算額」の予算上限額を超えない金額とすること。
- イ 内訳：見積額の積算根拠がわかるよう内訳明細書を作成して見積書に添付する。

③提出書類の取り扱い

- ア 記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- イ 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ 費用について

書類の作成、提出及び説明（プレゼンテーション）等申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

（３）失格事項

応募者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①応募資格を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提出書類の受付期間を過ぎて提出した場合
- ④提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤その他選定に係る不正行為があった場合
- ⑥契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合
- ⑦複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

９ 審査

提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。審査の結果、総合評価の最も高い応募者を契約候補者（優先交渉者）として選定し、次に評価の高い応募者を次順位者として選定します。

（１）審査日

令和８年１０月１３日（火）

詳細な日時、場所等については応募者へ別途連絡します。

１者２０分のプレゼンテーション及び１０分のヒアリング（質疑応答）を予定します。

（２）選定審査委員会

審査は選定審査委員会を設置し、次の審査基準に基づき審査を行います。

（３）審査基準

①実現性・実行体制

- ・類似業務の経験、実績が豊富であり、実現可能な業務計画が組まれているか
- ・業務を着実に実施できる体制や人員が確保できているか

②提案内容・企画力

- ・目的及び使用用途を理解した上での提案内容（デザイン、表現手法、構成、内容、当事者理解等）となっているか
- ・業務の趣旨を踏まえた独自の工夫があり、仕様書に示した内容以上の成果が見込

まれるか

③費用対効果

- ・金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっており、費用対効果の高い提案内容となっているか。

(4) 審査結果

応募した全ての事業者あてに審査結果通知を送付するとともに、前橋市ホームページに契約候補者について公表を行います。

(5) その他

- ・応募者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しないこととする。
- ・評価点の最も高い者が複数いた場合、審査基準の②の点数が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として選定する。
- ・評価点の最も高い者が複数いた場合で、かつ、審査基準の②の点数が同じ場合は、見積価格が最も低い者を契約候補者、次に低い者を次順位者として選定する。

(6) 辞退

応募の手続きを行った後に辞退する場合は、令和8年10月9日（金）正午までに、辞退届（様式自由）を前橋市こども未来部こども政策課へ持参又は郵送（一般書留・簡易書留）してください。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。また、企画提案書に記載された動画の内容、構成、台本、絵コンテ、演出及びデザイン等は受託候補者選定のための提案であり、当該内容をそのまま成果物として求めるものではありません。契約締結後、受託者は提案内容を基本としつつ、発注者との協議及び承認を経て、企画、構成、台本、絵コンテその他制作内容を決定するものとします。
- (2) 契約候補者（優先交渉者）との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 契約保証金は免除することとします。（前橋市契約規則第22条第1項第7号）

11 別添資料等

- (1) 【別紙1】 前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務仕様書
- (2) 【様式1】 応募申請書
- (3) 【様式2】 業務実施体制申告書
- (4) 【様式3】 業務実績調書
- (5) 【様式4】 誓約書
- (6) 【様式5】 質問票
- (7) 【参考】 前橋市こども基本条例
- (8) 【参考】 前橋市こども基本条例 逐条解説

(9)【参考】前橋市こども基本条例 大人向けパンフレット

(10)【参考】前橋市こども基本条例 こども向けパンフレット

12 提出先・問い合わせ先

〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目36-17

前橋市こども未来部こども政策課こども政策係

担当： 奈良

電話： 027-212-0883（直通）

Email : kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp